## 質疑応答

## <第2回 令和6年11月14日開催分>

プログラム名:「みそ JAS~日本の伝統を世界へ~」

御質問	回答
世界的には日本の「み	【事務局からの回答】
そ」の知名度が高いのでし	みその知名度については各国で異なると考えられますが、近年、海外
ょうか?	市場において、海外のみそに類似するテンメンジャンやテンジャンの発
	酵大豆ペースト製品に「Miso」などと表示された製品が販売されてい
	る実態から、海外の消費者や販売者は日本のみそとこれらの違いを認識
	していない状況であると考えられます。
JAS取得後5年後の改	【全国味噌工業協同組合連合会 加藤氏からの回答】
正について、認証事業者か	具体的な要望内容については、現在全国味噌工業協同組合連合会が確
ら色々な要望があるとお聞	認・検討しているところです。
きしたがその内容について	
伺いたい。	
大豆が含まれない商品で	【事務局からの回答】
は、みそJASの定義に合	みそ JAS におけるみその定義においては、大豆は必須原材料となっ
わないということでよいの	ており、食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)別表第 3 に規定
でしょうか。	するみその定義と同様です。ただし、あくまで JAS は任意の制度であ
	り、JAS の定義に当てはまらないからといって、商品名等の表示方法を
	制限するものではありません。
	みそ JAS におけるみその定義
	3.10 みそ 次に掲げるものであって,半固体状のもの
	a)大豆若しくは大豆及び米,麦等の穀類を蒸煮したものに,米,麦等
	の穀類を蒸煮してこうじ菌を培養したものを 加えたもの又は大豆を蒸
	煮してこうじ菌を培養したもの若しくはこれに米、麦等の穀類を蒸煮し
	たものを加えた ものに食塩を混合し,これを発酵させ,及び熟成させ
	たもの
	b) a)に砂糖類,風味原料等を加えたもの

プログラム名:「ベジタリアン・ヴィーガン JAS~ベジタリアンやヴィーガンの方の適切な商品選択のために~」

御質問	回答
食品製造業です。顧客か	【事務局からの回答】
ら「ベジタリアンやヴィー	ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品 JAS の認証を取得
ガン対応品はあります	していないと、容器包装に「ベジタリアン」や「ヴィーガン」とい
か?」と問合せを頂く機会	った表記ができないわけではありません。一方で、「ベジタリアン」
があるのですが、「認証を取	や「ヴィーガン」といった表記の根拠(JAS 規格、国際規格、又は
得していない=該当品な	   民間規格)は必要となりますが、国家規格である本 JAS の認証を取
し」になりますか?	得し JAS マークを付すことは信頼のある根拠として、消費者にアピ
	ールすることができると考えます。
ベジタリアンやヴィーガ	
ンを標榜する広告やパッケ	
ージがありますが、JAS 規格	
を満たさない場合に、有利	
誤認となる可能性はありま	
すか。	
Vegan や vegetarian を	【事務局からの回答】
Google で検索していたら以	承知しております。ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品
下の規格が見つかりまし	JAS は、ISO 23662 を参考として作成しています。なお、日本の実情
た。JAS0025 に類似した	に沿った実行可能性のある規格とするために、原材料、動物試験、区
ISO 規格のようですが、ご存	分管理、揚げ油の規定については、日本の実情に合わせて詳細に規定
じでしょうか。	しているところです。
ISO23662:2021Definitions	
and technical criteria for	
foods and food ingredients	
suitable for vegetarians or	
vegans and for labelling and	
claims	
有機 JAS のように海外諸	【事務局からの回答】
外国との同等性はあります	ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品 JAS には、有機
か。	食品 JAS のような同等性の仕組みはありません。なお、日本にお
	いてベジタリアン・ヴィーガンの表示に対する表示規制はなく、海
	外のマークや表示を付したまま国内で流通させることが可能です。
認証取得事業者はどのく	【事務局からの回答】
らいありますか。またその	現在、ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品 JAS の認
業態や業界は。	証事業者は3者(国内2者、外国1者)、ベジタリアン又はヴィー
	ガンに適した料理を提供する飲食店等の JAS の認証事業者は3者

になります。認証事業者様に関する情報は以下で公表しておりま す。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\_business\_domestic.html

原料がベジタリアンまた はヴィーガンに適したもの であることの確認を"2次原 料まで"とされた背景をご教 示ください。また、これは 国際規格や他国の認証と差 はありますか?

## 【事務局からの回答】

本 JAS の制定にあたり参考にした ISO23662 では「使用できる原材料について、いかなる段階でも動物由来のものを使用されていないものである必要がある。」と規定されており、何次原料まで遡って確認する必要があるのかは明確にされておりません。

そこで、動物由来の原材料、食材及び添加物を使用していないことをどこまで遡って確認することが可能か、本規格の原案の検討において実行可能性を踏まえて検討されました。その結果、原則として、認証事業者(製造業者等、飲食店等)が直接使用する原材料、食材又は添加物(1次原料)及びそれらの原材料(2次原料)を、認証事業者が確認することを求めることといたしました。

ただし、動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサン並びに原材料及び添加物の名称等から動物由来であることが容易に判断できる場合にあっては、いかなる段階においても、当該原材料及び添加物を用いてはならないとされました。

なお、他国の認証との差については、把握しておりません。

その他、セミナーの内容に関する御意見については、次回のセミナー内容の企画の参考とさせていただきます。